

一般社団法人FC-Cubic行動憲章

令和8年4月1日 制定

一般社団法人FC-Cubic（以下「法人」という。）に勤務するすべての役職員（派遣契約等による勤務者を含む）については、法令遵守（コンプライアンス）と法人としての倫理観をもって行動し、下記基本的事項を常に心がけて業務遂行に努めなければならない。

（基本的事項）

1. 第三者評価機関として事業の委託先の期待に応えるべく不断の努力をすること。
2. 本法人の定める就業規則及びその他の諸規則等を遵守して、日常の業務にあたること。
3. 経理処理においては2名以上で相互チェックを行い、準拠法ならびに関連する法人規程に従い適正な処理を行うこと。
4. 競争的研究費等の運営・管理に携わるすべての役職員については、政府による研究開発 投資の効果を最大限発揮し、科学技術の社会的信頼を獲得するため、別に定める関連規程等に基づき、法令及び研究倫理に基づく研究・管理事業を行うこと。
5. 社会に反する行為（贈収賄、背任、粉飾決算、脱税等の不正行為）は断じて行わないこと。
6. 業務上知り得た情報等は、情報セキュリティ規程に基づく 誓約書の提出したうえで、職業人としての責務を果たすこと。
7. 職場において、人種、思想、信条、性別、年齢、社会的身分、家柄、国籍、障害の有無 等による差別的な扱い等、各種ハラスメント行為は行なわないこと。
8. 環境問題の取組みに貢献する組織として、率先して環境活動に参加すること。
9. 国、自治体、産業界、学术界等の活動に協力し、普及啓発活動に貢献すると共に、地域貢献の観点から、地域振興の活動に貢献すること。
10. 反社会的勢力との 個人及び業務における関係の構築は断じて行わないこと。
11. 常に世界の動向をアンテナ高く情報収集し、技術競争力や標準化においてリードできる様に心掛けること。
12. 本憲章に反するような事態が発生したときには、事務局長自らが問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努め、迅速かつ的確な権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行うこと。

以上